

第319号丹波市商工会FAXレター

2021/1/15 発行

※【飲食事業者向け】※
緊急事態措置に係る飲食店等に対する
営業時間短縮の要請について
〈令和3年1月14日～2月7日〉

年初以来、県内の新規感染者数は増加しており、医療体制も非常に厳しい状況となっています。兵庫県では、一刻も早くこの事態を収束させるため、1月14日から更なる営業時間の短縮の要請が出されました。事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

■対象施設・要請内容

種類	施設例	要請内容
飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店（居酒屋を含む） 喫茶店 等	・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等	・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底

※営業にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

👉「感染防止対策宣言ポスター」は、兵庫県のHPからダウンロードください👉
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngeennposter.html?mode=preview>

■実施期間

令和3年1月14日（木）0時から2月7日（日）24時まで 【25日間】

■要請対象地域

兵庫県全域

■時間短縮営業への協力金

1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

■問合せ

営業時間短縮・協力金コールセンター

電話：078-362-9844

受付時間：平日 午前9時～午後5時

※兵庫県公式ホームページ
R3.1.15 時点の情報です